

農政産業観光委員会会議録

日時 平成26年3月6日(木) 開会時間 午前10時03分
閉会時間 午後4時12分

場所 北別館504会議室

委員出席者 委員長 石井 脩徳
副委員長 久保田松幸
委員 武川 勉 河西 敏郎 桜本 広樹 皆川 巖
渡辺 英機 鈴木 幹夫 土橋 亨 水岸富美男

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

観光部長 堀内 久雄 観光部理事 青嶋 洋和 観光部次長 赤池 隆広
観光企画・ブランド推進課長 塚原 稔 観光振興課長 仲田 道弘
観光資源課長 荒井 洋幸 国際交流課長 佐野 宏

農政部長 山里 直志 農政部次長 橋田 恭 農政部技監 有賀 善太郎
農政部技監 樋川 宗雄 農政総務課長 相原 正志 農村振興課長 小幡 保貴
果樹食品流通課長 小野 光明 農産物販売戦略室長 丹澤 尚人
畜産課長 桜井 和巳 花き農水産課長 田中 真 農業技術課長 河野 侯光
担い手対策室長 相川 勝六 耕地課長 渡邊 祥司

議題 (付託案件)

- 第17号 山梨県農村住宅資金助成条例中改正の件
- 第31号 山梨県立国際交流センター設置及び管理条例及び山梨県立富士北麓駐車場設置
及び管理条例の一部を改正する条例中改正の件
- 第32号 山梨県家畜保健衛生所手数料条例等中改正の件
- 第55号 6次産業化農業団地整備モデル事業施行に伴う市町村負担の件
- 第56号 県営土地改良事業施行に伴う市町村負担の件
- 請願第23-6号 「TPP(環太平洋連携協定)交渉」への参加に反対する意見書採択
を求めることについて

(調査依頼案件)

- 第38号 平成26年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係
のもの及び第2条債務負担行為中農政産業観光委員会関係のもの
- 第43号 平成26年度山梨県農業改良資金特別会計予算
- 第97号 平成26年度山梨県一般会計補正予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼
案件については、いずれも原案のとおり賛成すべきものと決定した。
また、請願第23-6号については、継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時00分から午前11時59分まで観光部関係、休憩をはさみ午後1
時28分から午後4時12分まで(午後2時58分から午後2時59分まで、午
後3時10分から午後3時20分まで、午後3時30分から午後3時31分まで

休憩をはさんだ）農政部関係の審査を行った。

主な質疑等 観光部関係

第38号 平成26年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第2条債務負担行為中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

（映像産業招致推進事業費について）

桜本委員 まず、観の6、映像産業招致推進事業費について、朝ドラの関係、「花子とアン」が3月31日スタートということですが、露出度が低い感じがします。具体的にこのキャンペーン事業費を使って、放映のスケジュールに合わせた山梨の事業として、どのように支援をしていくのか説明をしてください。

塚原観光企画・ブランド推進課長 委員御指摘のとおり、まだ露出が大分少ないということでございます。それは認識しておりますが、実はNHKの報道の解禁というか、情報解禁が非常におくれまして、実は先日やっとNHKの本社で第1話から6話までの完成試写会を行いました。それで首都圏、全国に向けて、いよいよ「花子とアン」が始まるということの報道発表がされたということです。今からさまざまな媒体で、宣伝を開始できるという状態になっています。

桜本委員 ドラマですから、最終話までの流れがあると思うんですよ。例えば1話から100話通した場面で、例えば前半はこういったものが主になりますよと。それについては主演の方々がどんなイメージの中で、どこが中心となって放映されるのか、どこが郷土として注目されるというふうに、そのドラマの最終話までの流れを見ながら、例えば放映のどのぐらい前にとか、あるいは放映に合わせとか、放映後といった戦略的なものを持っていなければいけないと思います。最終話までのイメージというか、山梨をPRする戦略的なものができるのかどうか、説明してください。

塚原観光企画・ブランド推進課長 朝ドラマの脚本家は、今回、中園ミホさんという方ですが、朝ドラをつくる流れですけれども、台本をつくり上げていくのに時間がかかるということと、撮影をしながら脚本を書いているということがございまして、私どもに今入っている情報では、まださほど台本自体ができていないということを伺っています。

ただ、実際、報道規制がまだある段階でございまして、余り詳しいことは言えないのですが、最初の出だしの部分は、花子さんの生家が甲府になるわけですが、その子供時代から入っていくということでございます。子供の時代から入りまして、その後、今度は東京の……。

桜本委員 そんなこと聞いてないですよ。私が言いたいのは、例えば、今、最終話までの大体どのぐらいまで収録が済んでいるとか、そしてそのポイントでいかにして事業費を使って山梨県のPRにつなげていくのかということが頭にもう入っているのかどうか。そういったことが今現在どうなのかということを聞いているんです。端的にお答えください。

塚原観光企画・ブランド推進課長 誘客宣伝につきましては、甲府市を初めといたします関係市

町村、それから産業界、それから学校関係、そういう方たちが集まりました「花子とアン」推進委員会という組織がございます。そちらのほうで先導していくということになります。

桜本委員

推進委員会があるということは、ここにも補助先として出ていますからわかっています。でも、補助する以上はそこに県として担当者が行って、逐一、報告をいただく。あるいは県費を投入するわけですから、議会でもそういった話が出たということの中で、いかにアンテナを高くしておくか。そして、そういったことを事前にどうやって我々に周知しながら、県内ではこういう撮影があるというときには、事前に連絡をする。そして、そこへ見に行ったりすることがふえればふえるほど、やっぱり関心も集まっていくと思います。

それが中心で、事業費をここに盛っているわけですから、本当に関心を持って、何十年に一遍の山梨にスポットライトが当たる機会ですので、その辺をよく承知して当たっていただきたいと思います。

堀内観光部長

担当課長から説明があったように、非常にガードが固いわけでございますけれども、NHKから情報をしっかり取りまして、推進委員会を通じて、県も一緒になって重点的なPR、効果的なPRに努めていきたいと考えております。

（オリンピック関連外国人観光客受入体制整備費について）

桜本委員

次に、観の7、観光推進体制整備費のうち、3のマル新、オリンピック関連外国人観光客受入体制整備費についてです。検討委員会が開催されるということですが、どんな点に的を絞った検討委員会なのでしょうか。

塚原観光企画・ブランド推進課長 外国人が日本に旅行されて不満に思っている点が幾つかございます。その筆頭が公衆無線LANの不整備という問題です。これは今、山梨県で一部取り組んでおりまして、それをもう少し拡充していくということがございます。そのほか、言語の問題、表記の問題、それから電線の地中化、受け入れの環境の問題、そういう全般にわたって計画をつくっていききたいと考えています。

桜本委員

それにつけ加えてもらいたいのが、やはりトイレの洋式化です。和便で外国の方に用を足してくれというのは、なかなか難しいところでもあります。実態調査を行いながら、これからどんなふうに変えていくのかということも大事です。

それと、通訳という部分もあるのですが、レジの問題です。物を買ったときの会計がわかりづらいということをよくお聞きします。旅行客といえば買い物がつきものでありますので、買い物をしたときのそれぞれの外国人に対する礼儀作法、一般的な外国人による支払い方、カードの使い方でもあります。現金、例えばドルから日本円、日本円からドルといったものをぜひ現場で、経営者と従業員に関する講習会等もあるということをお聞きしましたが、そういったところに配慮していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

塚原観光企画・ブランド推進課長 委員御指摘のとおり、トイレもございますし、両替の問題、それから、クレジットカードが使えるかどうか、そういうところが非常に大きな問題でございます。そういう現地調査も含めて実態の把握に努めまして改善していきたいと考えております。

（赤ちゃんがいる世代へのおもてなし「やまなし子育て村」事業費について）

桜本委員 その下の、赤ちゃんがいる世代へのおもてなし「やまなし子育て村」事業費について、説明もありませんでしたし、当初の予算概要の中でも緊急雇用として説明がなかったかと思うのですが、事業内容を説明していただけますか。

塚原観光企画・ブランド推進課長 これは緊急雇用の事業でございます。それで、赤ちゃんがいる御家庭に対する旅行の提案や県産品のPR、そういったことをするためにホームページを立ち上げまして、そこで情報提供する事業でございます。

桜本委員 中身が1,500万円ほどですよ。ホームページの立ち上げなんていうのは数十万円で済むわけですが、緊急雇用に当てるターゲットだとか、雇用に対する給与という面も教えてください。

塚原観光企画・ブランド推進課長 この事業で失業者の方を3名雇うという人件費が入っています。それが事業全体の半分以上を占めまして、そのほか、先ほど申しましたようにホームページの立ち上げや維持管理、情報収集といったものにかかる経費となっています。

桜本委員 人件費に対する事業費が約半分程度と。結局それが緊急雇用といっても3人の給与になる。その中で3人がホームページの作成や情報収集をしながら、どれだけのやまなし子育て村の支援につながるのですか。

塚原観光企画・ブランド推進課長 子育て家庭、赤ちゃんがいる家庭の旅行ニーズや、赤ちゃん向けの安全・安心な県産品のPRというものをピックアップして、今までこういう切り口のPRの仕方がございませんでしたので、そういう形でターゲットを絞ったPRをしていきたいと考えています。

桜本委員 今の説明では、説明不足だと思います。1,555万円使って、緊急雇用で3人雇用をして、やまなし子育て村というネット上の仮想村をつくり上げてということですが、赤ちゃんがいる世代に対してどのぐらいの効果があるということ、例えばどういう商品の売上をどのぐらいアップさせたいという具体的なものがなければ、1,555万円も使えないでしょう。

塚原観光企画・ブランド推進課長 この事業はNPO法人の方に委託をしまして、委員おっしゃるとおり、効果につままして十分指導をしながら委託をしていきたいと考えています。

桜本委員 委員長に申し上げます。1,555万円という大きい予算でありながら、事業の概要の説明が弱過ぎる。この委員会として、こんなことでよろしいのですか。NPOに委託するなんていうのはどこにも書いてありませんよ。

石井委員長 詳しい説明をもう一度お願いします。時間の関係もありますので、また後で詳細にわたって説明をお願いします。

桜本委員 委託費もあって、緊急雇用と言いながらもNPOを通じるなんていうこともおかしいと思うし、その辺はチャートというか、きちんと拳証資料に基づいて説明をしてください。

（富士の国やまなしまなびツーリズム推進事業費について）

次に、観の10、観光振興課、富士の国やまなしまなびツーリズム推進事業費についてです。これも1,000万円近いものですが、教育旅行の誘致ということで具体的に林間学校だとか修学旅行だとか、そういった生徒、学生にかかわる旅行商品の推進と思われるのですが、具体的な旅行者というか、目標値があるのかお答えください。

仲田観光振興課長 本事業につきましては、平成23年、東日本大震災のときに非常に修学旅行が、特に関西からの修学旅行が減っておりまして、その後、私も観光部として誘致活動をしてまいりました。それを強化しようというものでございまして、目標でございますが、平成22年には222校の修学旅行がございました。これが平成23年には69校に激減しております。平成24年には132校にまで戻っておりますが、長野県では平成23年690校という状況になっております。まずその222校に戻して、それから上積みを図りたいと考えています。

桜本委員 この事業というのは、これからの山梨の観光の裾野につながる。例えば小さいときにそういった旅行というか、学校の授業を通じて山梨に親しむ。それが年を追うとともに山梨県の再発見につながり、継続性も生むというように、この時期に予算を盛って可決されても、どの時期に合うかということもあるのですが、どの辺のものにつなげていこうという考えがあるのですか。

仲田観光振興課長 まず、この時期にこの事業を起こした理由でございますが、昨年、富士山が世界文化遺産登録されました。それから本県におきましてはクリーンエネルギーの学習の場が非常に多くございます。太陽光発電でありますとか、小水力発電があります。そういう関係が整ってきました。それから、本年4月にはリニア見学センターがリニューアルオープンします。こういうふうな子供たちの教育のための旅行の商品が山梨県内で整ってきたということで、今回、強ちに営業活動を行いまして、委員御指摘のとおり、子供たちが小中学校でまず山梨を体験していただいて、それから大人になって子供を連れて山梨を訪れるということを目的として実施するものでございます。

桜本委員 まさしく県内の周遊型にもつながります。例えば郡内で富士山に絡めて1泊。そして戻ってきてリニアだとか水力だとか、そういったものに絡めて1泊というように、子供のそういった旅行商品のほうが扱いやすいのかなという面もありますので、しっかり営業していただいて、山梨県の観光の裾野をぜひ広げていただくように努力していただければと思います。

（インバウンド・ホスピタリティ向上事業費について）

続いて、観の11、観光客おもてなし体制整備費に、インバウンド・ホスピタリティ向上事業費が盛り込まれております。その中で、イスラム圏の方という説明がありましたが、私は議会を通じてハラルの食生活、あるいは生活習慣にかかわるものを山梨県にぜひ根ざしていただきながら、イスラムの旅行者は山梨に行けば間違いのないというような実績を積み重ねられるように、こういう予算を使っていただきたいと思っているのですが、具体的な中身について伺います。

仲田観光振興課長 本事業の中身でございますが、まず対象を宿泊施設の経営者といたしまして、3回にわたる講座を開催する予定でございまして、食事などのハラル認証やお祈りの場所、あるいは方角、それらについてわかりやすく実践をしていくという予定でございまして、観光部にインドネシアの国際交流員が来ていますので、彼女

の実践的な感覚を取り入れながらセミナーを開催したいと考えております。

桜本委員

イスラムの方というのは、トイレの使い方も違ってきますので、そういった一般的な生活様式も含めた中で、ぜひ1人でも多くの方々を受け入れられるような、そんな講座を開設していただければと思います。

（特別観光キャンペーン事業費について）

続いて観の13、特別観光キャンペーン事業ということで、世界文化遺産においては、これから長く続いていくキャンペーンであります。その中で、いろいろな観光部の予算を見ると、世界文化遺産に関するものが、それぞれ課によって、大きい予算があったり、細かい予算があったり、あるいはガイドブック的な予算が出てくるのですが、観光部として長期的な戦略を持つべきだと思います。こういったキャンペーン事業費を見ると、私は県としても短期的なもの、中期的なもの、長期的なものを、バランスよく予算的な配分をするためにも、長期計画を持ったほうがいいと思うのですが、どんなふうな将来像というか、事業の扱い方を考えているのでしょうか。

堀内観光部長

委員御指摘のように、確かに富士山という言葉が観光部の事業にはいろいろ出てきております。世界遺産になって非常に注目を浴びている。これは東京とか大阪、名古屋でやっている観光説明会でエージェントの食いつき方が今までとは格段違ってきています。それは山梨がいかにも、今、注目を浴びた旬の場所かということであろうと思います。そういうことから、富士山を絡めたところというのは、うまく組み合わせて、トータルとして回していくというのが一番基本だろうと思います。

中期、短期のお話は、23年の12月に条例を制定した後、その翌年の3月に推進計画をつくりました。基本的には推進計画の柱にのっとって事業を組み立ててやっていくと。目標は平成30年ということで、数値目標も掲げて事業も組み合わせることでやっていくことにしておりますので、推進計画の中にはめて事業をしっかりと中期、短期で回していくということであろうと思っております。

桜本委員

それぞれの課の予算を見ると、非常に細分化されて、かゆいところに手が届く部分もあるのですが、分散し過ぎて逆に効果がそれ以上に及ぶのかなと思う面もあります。もうちょっとまとまった予算にして、集中的に事業費を送り出し、市場に出していったほうが、より効果的な部分もあるかと思います。細分化する予算の部分も大切ですが、集中的に大きくしていくという事業費の使い方もあると思いますが、その辺の配慮はいかがでしょうか。

堀内観光部長

まさに委員御指摘のとおりでございます。予算の組み立て上、細分化して予算計上するしかありませんので、こういう形にはなっておりますが、観光部は4課で部が成り立っておりますので、その情報共有はしっかりさせていただいて、より効果的な事業執行となるようにこれまで以上に努めていきたいと考えております。

（富士山保全協力金事業費について）

桜本委員

最後に観の15、富士山総合保全対策推進事業費の中の4番、富士山保全協力金事業費についてです。登山者からの協力金を徴収する方法について、どんな徴収方法を考えているのでしょうか。

荒井観光資源課長 現在考えておりますのは、富士山の5合目におきまして現地での領収。そこには徴収員といますが、人を置きまして、対面で領収します。それと、もう一つは、インターネットあるいはコンビニエンスストアにおきまして事前納付という形で、インターネットで入力をしていただきまして、そこでインターネットでクレジット払い、あるいはインターネットでコンビニ払いというのがございますが、そういう方法を組み合わせて、できるだけ多くの方から協力いただけるような形にしたいと思っております。

桜本委員 その徴収員ですが、例えば個人を雇い入れて徴収をさせるのか、あるいはどこかに委託をして委託先に任せるのか。どんな徴収員なのでしょう。

荒井観光資源課長 現在考えておりますのは、民間の警備会社等に委託をします。お金を扱う問題でございますので、その辺のところの対応をしっかりとできるということで警備会社等に委託をしていきたいと考えております。

桜本委員 よくわかりました。現地での協力金の徴収、1人1,000円ということでありまして。どちらかという現金が行き交って、1枚の領収証というようなことで、不明瞭な部分も出てくるかもしれません。そういったことも想定しながら、委託業者を決めるときには、その辺のシステムがきちんとなっているところ、明確化できるようなものを提案する委託業者をぜひ選定していただけるようお願いをしまして質問を終わります。

（山梨県アイオワ州姉妹県州友好促進事業費について）

土橋委員 国際交流課、観の20ページです。姉妹友好交流事業費というところに2,000万円ほど予算が計上されていますが、4番にアイオワ州姉妹県州友好促進事業費として、友好訪問団を派遣するというところで986万円ほどが出ています。いつごろ、どういう規模で、どういう形で派遣するのか教えてください。

佐野国際交流課長 アイオワで行う中西部会に参加するということですがけれども、まず、アメリカの中西部会は毎年行われておりまして、隔年で、アメリカでやって日本でやってという開催でございます。今年度は東京で行いました。これは日本では必ず東京で行うということになっております。また、事務局はキックマンがやっております。アメリカのほうでは中西部の10州が開催するというところで、来年、アイオワでやるということになりました。山梨県とアイオワ州で姉妹締結を結んでいるということもございまして、しっかり姉妹締結の交流を図るということで、一応9月を予定して、今、調整をしております。知事ほか数名ということを考えております。

土橋委員 いろいろな意味で、本が出たりしています。例えば「豚が空を飛ぶ」ということで、日本が、山梨県が震災を受けたときに、駐留していた人、ここの親方をしていた人がアイオワの人で、豚を送ってくれた。その後、向こうに大被害があったら知事が直接、いろいろなものを集めて送ったというところからスタートしたということですが、実際、知っている人と知らない人といっぱいいる。私もアイオワっていうところを知らなくて、アメリカに10回以上行って、周りのフィラデルフィアだとかミネアポリスだとかニューヨーク、サンフランシスコ、ロサンゼルス、マイアミまで行っているのに、アイオワに行ったことがない。姉妹都市の割には宣伝不足かなと思います。ぜひ、議員も行かなきゃと。話が出たら行ってみたいなど。1人だけじゃ行けないと思って、その時期的なものを聞いて

てみたんですけど、それが何周年とか、行ったほうがいいときであればぜひそういうのを活用して行ってみたいと思います。今回、いつになく大きな予算額が出ているようですが、またすばらしい計画を立ててください。よろしくお願いします。

（おもてなし推進事業費について）

渡辺委員

観の8のおもてなし推進事業費、421万2,000円についてです。県民総参加でおもてなしの推進に取り組むということですが、先ほどいろいろな観光推進について、いろいろな事業がずっと出ておりますけれども、観光っていうのはやっぱり一つは表で、観光地で観光事業者がいろいろな策や方法を考えながら観光客を迎え入れる。けれども一方で、観光に携わらない地域の人、あるいは県民の皆さんも、観光客を温かく迎えていくという機運が高まらないと、本当の意味での観光地としては国際的な時代を迎えるにあって、いま一歩物足りなさというか、いろいろな摩擦が起きる気がするんですよ。それで、そうした背景の中で、地域おもてなし向上モデルに、300万円盛られています。ここに観光客の満足度の向上を図るためということで出ていますが、最初にここにある観光客というのはどういう観光客を想定しているのか。そしてまた、補助先の市町村等がどのぐらいが今ここで予算の対象になっているのか、そこをまず教えてもらいたいと思います。

塚原観光企画・ブランド推進課長 県民総参加のおもてなしを推進するということでございまして、今までさまざまな取り組みをしてきたわけですが、このたびの補助金の趣旨といいますのは、それぞれの地域でおもてなしを向上していただいて、それを広げていただくということでございまして、そのための取り組みに対しまして補助をしていくということでございまして、今、想定していますのは、各圏域で1つということで6団体。市町村を含めて、企業や団体というところを想定しています。

渡辺委員

いつも私も観光地に行くと思うんですけども、観光のスポットがあってそこへ観光客が来る。そこへ来る人が多ければ多いほど、関係のないという言い方はちょっとおかしいと思うんですけども、道路が渋滞したり、観光客がのろのろ運転したりスピード出したりとか、ほかの人の車に気をつけない。観光客って大体そうなんです。そういう観光客に対して、観光業者以外の人が迎えてあげないと、本当の意味での観光というのは満足度が足りないかなという思いがするわけですよ。これだけの事業で、予算で、どれだけのおもてなしにつながっていくのかなと考えると、全くこれじゃあ足りないというか、何もできないんじゃないのか。もう少し山梨県全県が観光地、おもてなしといううたい文句をうたって、おもてなしの情報とかずっと今までしています。でも、実際にね、県民がそういう意識を持っているかという、かなり希薄だなと思うんです。もっと一歩突っ込んで、観光というものが、例えば携わりのない人たちでも観光客が来ることによっていろいろ恩恵もあるんだよとか、観光の持つ大事さ、そうしたことを意識しないと、やっぱりおもてなしには結びついていかない。その辺の取り組みについてはどうなんですか。

それと、ここで想定される観光客について説明してください。

塚原観光企画・ブランド推進課長 済みません、答弁漏れがございました。観光客と申しますのは、山梨県を訪れる県外からの方もそうですし、県内の方もまた観光客になるということだと思います。それから、国外の方も当然ございますけれども、その方

たちを温かくお迎えすると。それは何も観光事業者だけではなく、委員がおっしゃるとおり、そこに住む方々、皆さんが温かくお迎えしていただくということだと思います。それをお迎えしていただくためには、まずはふるさと、山梨を愛すると。知っていただくということからおもてなしの心が出てくるのではないかと考えておまして、この前、委員から御質問がございましたが、子供たちに対するおもてなしの教育ということで、今、こういう冊子ができつつあります。「おもてなし山梨学習ノート」ということで、これは県内全ての小学生の5年生を対象とした学習教材。これが来年度から各学校で配られまして、取り組んでいただくということになっています。

そのほか、おもてなしアドバイザー、高野登さんをそれぞれの地域に派遣して、おもてなしとは何ぞやということで御講演いただきながら、おもてなしの機運を醸成していくということを着実にやっていくということで考えています。

渡辺委員　この300万円で大丈夫かという質問をしたんだけど、どうなの。どの程度はできるのか。

塚原観光企画・ブランド推進課長　県で今まで取り組みをしてきたわけですが、これからは地域でのおもてなしの取り組みを広げていっていただくということで、それぞれの核となるものをつくっていかうと考えておまして、例えば企業が集まった団体でおもてなしの向上をするための学習塾を開くというものに対して助成をしていく。そうすると、それぞれの企業でおもてなし度が上がっていきます。それがまたその地域に広がっていくと。そういう核をつくりながら徐々に地域に浸透していくという取り組みをしていきたいと考えています。これだけで全ていくとは考えていませんので、これからそういう形で逐次浸透させていきたいと考えています。

渡辺委員　言っていることはよくわかるんです。バックボーンがね、やっぱり本県はこれからオリンピックを迎えていく、富士山世界文化遺産の推進も図られていく、さらにリニア、こうしたところで観光をどんどん推進していくわけですがけれども、それを迎え撃つ。一過性のものじゃなくて、本県の観光はふるさととともに未来永劫続いていくわけですよ。そのバックボーンにある、いわゆる観光学、観光哲学、こうしたものはどうしても必要になるので、先ほど教育現場で教えていく。これについては大変いいことだなと思うんですけども、そうしたことを含めて、観光の推進策をどんどん進めていく、これは当然いいんだけども、やっぱり全体的に観光立県山梨だというイデオロギーの確立、こうしたこともどうしても図っていかねばならない。そのための予算が少ないと思うわけですがけれども、そういうことに対して最後、部長から答えていただけますか。

堀内観光部長　委員から御指摘をいただきましたけれども、まさに観光地づくりというのは地域づくりだと言われますし、また、片方で、観光というのは住まう人の地域への誇りと、外から来る人のあこがれで成り立つということも言われております。ですから、確かにおもてなしの県民への浸透というのは時間をかけなければならない、エネルギーも費やさなければいけないということでございますけれども、やっぱり自分はこの地域に住んだ誇りを持って、この地域はいいよっていうふうに言っていたら取り組みを地道に続けるということが、まさに観光地づくりの王道、第一歩だと考えております。

いろいろな取り組みを絡めてやる中で、観光の基本を忘れず、これからも努めてまいりたいと考えております。

（富士北麓駐車場運営費について）

武川委員

観光資源課、富士北麓駐車場運営費というのがありますよね。1億5,400万余円。富士北麓駐車場の管理棟には、職員が何人いて、どんな業務をしているのですか。

荒井観光資源課長 観光案内所には現在2名常駐しておりまして、訪れた方の観光案内ですとか、それは県内全域の観光案内と富士山の紹介等をしております。

武川委員

この北麓駐車場については、皆さんは当然御承知かと思えますけれども、それまではマイカー規制のときのモータープールは、北麓公園と、ビジターセンターと、あと4カ所、5カ所に分散して使っていた。利用する人はまず北麓公園へ行く。そうするといっぱいになっちゃうから、今度また指示に従ってビジターセンター行ったり、他へ行ったり、利用者も不便。それで管理するほうも大変。それから、また、時期が北麓公園の一番頻度の高い時期にその駐車場を制限するというので、いろいろな弊害が多かったものですから、それで富士山のマイカー規制に伴って、ふもとにモータープールをつくるということが求められてきた。そのことは結果として、災害は起きないほうがいいに決まっていますが、さまざまな災害が起きたときに復旧への、復興への北麓地域の拠点という意味もあり、それからもう一つは周遊観光。先ほど来、委員の発言の中にもありましたけれども、周遊というのも二通りあって、今、大事なことはもちろん富士山周辺の周遊と、それから、もっと大きな意味で富士山文化遺産の恩恵を山梨県全体が享受していくということがあります。とりあえず私は地元として考えれば、北麓という周遊という意味で発言させていただくと、それまで、富士北麓でも地元の市町村がそれぞれ市町村別にいろいろな戦略で観光というものに対応してきたわけけれども、もうそれじゃあとてもじゃないけど対応しきれないということで、私が市長のときに、ちょうど小田原の市長が来て、もう富士山の周りの市町村が個別にやっている時代じゃないから、富士山を取り巻く市町村がまとまって、いろいろなことに対応していきましょうということで、富士山市町村圏サミットというのが平成13年にできて、今日まで続いている。今、御案内のとおり、東京、富士山周辺、京都と、いわゆる観光のゴールデンルートというのがありますけれども、富士五湖周辺は通過型という部分もあって、神奈川だとか静岡だとか山梨なんて言っていないで、ともかく富士山を取り巻く静岡、神奈川、山梨県が一緒になってやって、北海道や京都・奈良やさまざまなところと地域間競争をして、まず富士山のゾーン、ブロックへお客さんを入れ込む。それで入れ込んでから山梨、静岡、神奈川で競争して、それぞれ特性の中で山梨も頑張る、静岡も頑張る、神奈川も頑張ればいいじゃないかと。ともかくゾーンへ取り込みましょうという発想があった。

そして、そのゾーンをさらに絞り込んで、今度は山梨ということで考えると、山中湖だ、富士吉田、河口湖なんて言っていないで、ともかく富士北麓のゾーンへ一度入れ込もうと。そして、そのためには大型の駐車場が要するという理念もあって、この北麓駐車場の建設に結びついているわけです。それで、まず山梨、神奈川、静岡のゾーンへ取り込む。それで取り込んだら、我々は山梨県全体をもちろ視野に入れていますが、北麓のゾーンへともかく入れ込む。そして、一度取り込んだものを今度は、それぞれ業者や市町村がいろいろな連携をしてオプションツアーをつくっていただいて、その拠点から山中へ行ったり、忍野へ行ったり、三ツ峠へ行ったり、河口湖へ行ったり、勝山へ行ったり、さまざまのところへ散っていく。北麓が一体感のあるいろいろな施策を展開することによって、

一市町村ではできない取り組みができるだろうということも大きな狙いで、この北麓公園というのはあるわけです。

そこで、さきほど、2人体制でというのがありましたけれども、マイカー規制のためのこと、それから防災があったときの拠点、それから周遊観光と。どれが大事かっていう順番はつけられませんけれども、そういう意味で私どもはその周遊観光の拠点ということで、すごく期待をし、そして重要に考えているわけです。

今のような管理棟の状況で1億5,000万円という委託料が安いのか高いのかよくわかりません。その議論はきょうはしませんけれども、管理棟があって、自動販売機があって、2人いて、留守番程度のことをしていたのでは、北麓駐車場をつくる時の高邁な理想、理念というものは生きてこない。そこで、やはりその駐車場を生かすための管理棟、そしてどういう考え方でそこを任せるのか。そして、市町村とはどういうふうに対応していくのか。全部プールでやらなければいけないと思うんですけれども、とりあえず今の北麓駐車場の指定管理でやってもらっているんですけれども、いろいろ申し上げたようなことを具現化して、北麓の周遊観光を生かしていくためには、何か今の状態ではちょっと違うなという感じがするんだけど、どう思いますか。

荒井観光資源課長 委員おっしゃるとおり、ここを一つの拠点と今、考えておりますけれども、2名体制では確かに、現在、来た人ということになってはいますけれども、もっと積極的にそこを拠点として北麓に、あるいは県内に、富士山周遊というもののPRをしていかなければいけないと思っております、その辺につきましても指定管理者とよく相談しまして、充実をさせていきたいと思っております。

武川委員 もちろん、今のビジターセンター、そしてこれからつくろうとしている世界遺産センター、そういったところのもちろん整合性もあるでしょうし、どういう連携を図っていくのかということはあるんですけれども、ただ駐車場がそこにあって、自動販売機があって、2人、何しているかよくわからないけれども、それだけだとちょっと何か結びつかないなど。ですから、今度は世界遺産センターと、そことやっぱり緊密な連携が図れるように、それは本庁が先導的に主体的に、もっと知恵を絞らないと、この1億円も安いのか高いのかわかりませんけれども、ちょっと問題があるんじゃないかなと思うんですね。ですから、繰り返しになりますけれども、マイカー規制のための駐車場、防災の拠点、そして周遊観光の拠点ということになるかと思うんですけれども、私の思いからすれば、とにかく周遊観光のための拠点と。そのためには富士山文化遺産登録が、なってからじゃ難しいから、富士山が文化遺産登録する前に何とかつくりたいという思いで知事の英断をもらってつくって、まあ、今からつくろうと思ったら結構難しいのかなと思っているわけで、その部分はまあ、安堵しているわけですけど、これから一遍になかなか簡単には拠点づくりって難しいけれども、そこが拠点になっていって、そして市町村と連携して初めて北麓の周遊観光が確立される。

そして、そのまた延長線上で北巨摩初め、昇仙峡初め、山梨全体があまねく富士山の世界文化遺産登録の恩恵が享受できるように、まさに県内一帯の周遊観光にももちろんつなげていくわけですが、まずは北麓の周遊観光を確立しなければなりませんから、世界遺産センターのこれから整備をしていくわけですから、それとの整合性、どういう連携を図っていくかということもありますけれども、ここはこことしてやっぱり、今のままじゃちょっと物足りないなと思っております、いかがでしょうか。

堀内観光部長 まさに委員の御指摘のとおりでございます、北麓駐車場の整備に当たっては

委員に非常に御尽力をいただいたということは承知をしております。委員御指摘のように、一つはマイカー規制の対応だということで、おかげさまでマイカー規制については北麓駐車場1カ所メインで使うことによって非常にスムーズに事業が進んでいるということは御存じのとおりでございます。

それから、もう1点の周遊観光の拠点という位置づけでございますけれども、これまであそこに車を置いて、自転車であそこを拠点に回るイベントとか、幾つか仕掛けはしたわけでございますけれども、今回、指定管理を取った業者というのはバスの事業もやっている。富士急は構成資産を巡るバスルートもここで行っていますので、北麓駐車場に車を置いて、バスに乗りかえて北麓を周遊するようなメニューが組めないかどうかもしっかり交渉をさせていただいて、周遊観光の拠点としてより機能するように努力をしていきたいと思っております。

武川委員 その前提としてね、市町村の考え方も聞きながら、どうしたら市町村の考え方を生かしながら周遊観光につなげていくか、きちんと連携をよく図っていただきたいと思っております。

（赤ちゃんがいる世代へのおもてなし「やまなし子育て村」事業費について）

塚原観光企画・ブランド推進課長 先ほど説明が不十分でまことに申しわけございませんでした。赤ちゃんがいる世代のおもてなし、やまなし子育て村の事業につきまして改めて御説明をさせていただきたいと思っております。観の7ページの一番下の丸でございますが、事業費は1,555万2,000円ということで、事業の内容でございますけれども、赤ちゃんがいる世代のニーズに合った資源、例えば食材でありますとか自然などが豊富にございます山梨県の優位性を赤ちゃんがいる世代に対しまして、ネット上の仮想村「やまなし子育て村」におきまして情報提供することによりまして、本県への誘客、また、本県産品の販売につなげてまいりたいということでございます。

また、現在、委託会社になりますこどもプロジェクト株式会社におきまして、既存の雑誌等で今、展開をしているものを、今度はウェブ上で展開するということが、対象は全国に向けて会員1万人を目指していきたいと考えています。

効果でございますが、本県の赤ちゃんがいる世代へのニーズを満たす資源、自然でありますとか、食材でありますとか、そういうものを生かした独創的な旅行商品の造成、県産品の開発、販売が可能となっているということでございまして、本県の誘客でありますとか、ブランド産品の育成に役立ってくるということでございます。

それから、これは緊急雇用事業でございますので、人材育成という面もございまして、事業を実施する中でサイトの運営でありますとか、管理でありますとか、サイト内で紹介する販売コンテンツの造成などを行う人材の育成が可能となります。

経費の内訳でございますが、新規雇用者の人件費、これが3名分で720万円、それから既存の雇用者の人件費分で240万円、それからホームページの制作、広告宣伝費、イベントの事業費といたしまして300万円、それから人材の育成費として50万円、その他の経費で130万円、計1,555万2,000円となっています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

第31号 山梨県立国際交流センター設置及び管理条例及び山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

（富士山保全協力金の寄附金としての管理について）

桜本委員 先ほど、現金の納付については委託先が行うという話になりました。その場合、山梨県財務規則に基づく現金出納簿もその業者に作成を委託するわけですか。

荒井観光資源課長 財務規則に基づきまして、委託業者に現金出納簿の作成を義務付けておりません。

桜本委員 じゃあ、山梨県の財務規則には、委託業者に管理を任せるという規定も入っているという理解でよろしいですか。

荒井観光資源課長 財務規則におきましては、徴収事務・収納事務の委託等取扱いという規定がございます。その中に現金出納簿を作成させるということがございますので、それにのっとって対応してまいります。

武川委員 1点関連で確認だけども、地元と話をしたような経過はありますか。このことで地元と寄附金のことでみんな絡んで地元でも協議会をつくって進めてきた経緯があるから、地元とこれについて話す必要があるのかないのか。あったとすればしたのかしないのか、それについてちょっと確認の意味で伺います。

荒井観光資源課長 ただいま御説明いたしました件につきましては、地元協議会とか市町村等にはまだお話ししておりませんが、寄附金の取扱いの問題でございますので、しっかり周知をしていきたいと思っております。

（雪害について）

桜本委員 今回の雪害に対して、観光立県やまなしとしてどんな教訓というか、これから準備しなければならぬものがあるのか、率直な考えをお聞かせください。

塚原観光企画・ブランド推進課長 今回の大雪で観光関連、大きな被害をこうむりました。特に宿泊関係につきましては、大雪によりまして、当然、出ることもできない、入ってくることもできないということで、宿泊のキャンセル等がございまして、特に大雪が発生した段階で、観光部といたしましては帰宅困難者、県外へお帰りになられない方たちにつきまして情報の収集をしたところでございます。その過程でさまざまな宿泊関係の方からお声をいただいているわけですが、その情報の周知、情報がなかなか入ってこなかったということで、お客様にその情報をお伝えする

ことができなかつた。そういうようなお声もいただいています。

それらを含めまして、今、県庁全体で、検証委員会を立ち上げてやっているわけですが、それらの中でこういう観光関係事業者からの意見も踏まえて対応できるように検討していきたいと考えております。

桜本委員

何点か問題があると思うんです。例えば、一般的に施設というものは、何かあった場合の非常食として3日分とか5日分用意をしなければならない。あるいは、震災のことを考えて、各家庭には水がどのくらい、あるいは食がどのくらい必要ということで周知徹底をされているところですが、宿泊先については不特定多数が出入りするわけですから、その分をストックしておくことは経営を圧迫するものになってきます。

そういったことを考える中で、観光立県として陸の孤島になった場合、観光客をいかにしてその間、守っていくかということは最初に考えなければならないと思います。その点についてはいかがお考えでしょうか。

塚原観光企画・ブランド推進課長 委員御指摘のとおり、山梨県においでになったお客様、観光客の安全を守っていくというのは、至上の命題でございまして、今回、大雪のあったときには、旅館が対応した部分もございまして、各市町村が避難所を設けて、そちらに誘導したケースもございまして、民間の方がお声をかけて、うちに泊めていただいたケースもあったと聞いています。

これは当然、山梨県全体が今回、大きな被害があったということで、情報自体もなかなか入ってこない、そういう中でいろいろな対応をしてきたわけですが、そういう状態になったときに、いかに観光客を守っていくのかということは大変大事なことでございまして、それを踏まえて今後の防災計画の見直しの中にぜひ入れていただきたいと。県民の非常食も当然あるかと思いますが、それは観光客も含めて、県外から来た方たちに対応するような、非常食の対応もぜひ検討していただくようお願いしたいと思っています。

桜本委員

大雪の影響で、観光客のキャンセルが続いて、観光事業者には相当のダメージが出てきております。その中で、観光立県やまなしというところは、災害に弱い観光地だぞというイメージがつきかねないと思います。そんな中で、観光立県やまなしは、災害があっても、観光客に対して対策もとれているというものをつくっていかねばならないと思います。そういったものをぜひ全国発信できるようなところまで持って行っていただければと思います。

次に、非常に大きい被害が出た観光業者に対して、どんなふうに具体的なバックアップをしているのでしょうか。

仲田観光振興課長 観光事業者への支援でございますが、例えばホテル、旅館の事業者につきましては、サービス業、それから観光果実園につきましては農家というフレームの中で、被害についてのつなぎ融資でありますとか、ハウスの再建でありますとか、そういうことは実施しております。私どもは山梨県の観光事業として再建を図っていくために、今、委員がおっしゃいました、山梨は安全で受け入れ対策が整っているんだというものを全国発信してまいりたいということで、観光キャンペーン、あるいは首都圏の新聞社、あるいは旅行代理店に向けて観光キャラバンを来週から行い、山梨は安全でございます、ぜひ来てくださいという取り組みをしているところでございます。

桜本委員

そういった発信の仕方として、安全宣言ということも一つには大事なキャンペ

ーンの張り方かと思いますが、観光業者にとってはその日の、そのときの売上っているのはもう入らないわけです。それを逆に、ピンチをチャンスに変えられるような観光事業を発信していく。そのときにキャンセルした、来られなかった人に対して、雪害で御迷惑をかけた分、例えば閑散期にサービスをするといった企画を観光部としては持っていませんか。

仲田観光振興課長 今おっしゃった点につきましては、個別の観光事業者において実際そういうことをやっているところもございます。それから、逆に、お客様の方がキャンセルで大変だったねということで、すぐ翌週にお泊まりに来ていただいたり、つぶれたイチゴハウスに対しては、イチゴを発注して買うとか、そういうふうな温かい行動をしていただいております。それを全体的にも今後検討してまいりたいと考えております。

桜本委員 最後になりますが、そういうふうに自発的にお客様側から受け入れられるものは本当に大切なことでもあります。ただ、観光立県やまなしとしての施策として、自然災害ではあっても、山梨県の観光は観光客のことをそこまで考えているということの発信もものすごく威力があるものじゃないですか。部長、いかがですか。

堀内観光部長 ただいま振興課長が具体的な事例を申し上げましたけれども、ホテルによっては2泊目、3泊目を極めて廉価で提供したとか、施設それぞれ工夫を凝らして、非常時に対応していただいたという情報は入っております。そういった情報の共有も必要でしょうし、まず私どもが考えたのは、減ったところを振り返っても埋まりませんので、いかに春に上乗せをするかというのが狙いです。緊急かつ手厚くやらなきゃいけないということもございまして、先ほど振興課長が申し上げましたけれども、既存の経費で執行残を集めまして、当初用意していたお金の3倍近く予算を確保して、緊急キャンペーンを実施しました。八王子駅のキャンペーンでは桃の花を配るとか、メディアで取り上げられまして、出足好調かなと思っております。この後は旅行会社ですとか新聞社ですとか、もっと情報発信、数の稼げるところもしっかり回って、少しでも上乗せができるように懸命に努力をしたいと考えております。

渡辺委員 桜本委員の関連ですが、雪害、私も18日は道が開いたと同時に視察しましたけれども、レークホテルは慶應の学生が来て缶詰になっていたという現実があるわけです。それで18日に出られなかった。大型バスが運行しない限りは出られないという。相当期間あそこにいましたね。それと、観光に携わるキャンプ場とかホテルだとか、あそこで6軒ぐらいなだけ災害を受けたところもあったので、そのほか、いろいろですね。

その生の声をやっぱり観光部の幹部の皆さん方が現地に行って、業者と話をし、聞いてくるというのが大事なんですけども、こういう作業もされているんですか。

堀内観光部長 委員の御指摘の点については、私も実は河口湖に閉じ込められたわけですが、道が確保され、ある程度通れる状況になったときには、各ホテルは回らせていただきました。経営者の方は忙しいので、どんな状況かなということ、私は回っただけですけども、その後も何度となくお客が戻っているかないかとか、そういったことも気になりましたので、現地を回って、駐車場にどれだけ車がとまっているかということを確認させていただきました。河口湖は私も地元で閉じ込められましたので、そういう対応をしたわけですけども、そのほか、

八ヶ岳であれば観光圏の事務局をやっている人に電話を入れまして、状況はどうですかという話を、向こうもいつも私が聞くものですから、いろいろな情報を既に集めておいていただけましたので、八ヶ岳の情報ですとか、そのほか石和温泉ですとか、何カ所か連絡のとれるところはとりまして状況把握に努めましたし、御要望がある点につきましては、できることはしっかり情報提供したということでございます。

渡辺委員

これは観光部だけじゃなくて、農政部にしても県土整備部にしても一言に言うことですが、私も現場へ回っていきながら、県も来ましたかという話を当然するわけです。そうすると「いえ、まだです」、こういう声が圧倒的に多かったんです。まあ、それはそれとして、残念だなという思いをしながら、関係課へ連絡しましたけれども、観光に関してはやっぱりおもてなしの心というメンタルな部分もあるわけですが、県の観光に携わる皆さん方が現地へ行って、お話をし、激励をしたり、伺ってきたりする。そのことが観光に携わる皆さん方の勇気づけにもなり、そしてまた、そこへ行けばいろいろな問題点もつづさにつながるのかなという思いがするわけです。

まだ遅くないわけです。これからいろいろなことがあるわけですから、いろいろな意味で今後のためにも対応していただきたい。このことはどうですか。

堀内観光部長

委員の御指摘の、現地へ行って観光事業者の皆さんの意見を伺う、励ますということも踏まえながら、緊急観光キャンペーンというのは当然、県だけではなく、市町村や観光事業者の皆さんと、みんなまとまって一緒になってやりましょうという企画ですので、観光部が一生懸命やってもらっている、ありがたいというお声は市町村からも観光事業者の方からもいただいております。

渡辺委員

観光部ができたのは平成16年ですか、今やまさにこの山梨県を本当に大きく進展させるためのポジションまで来たということで、感無量という思いがしています。特に、ことしは知事が4つの大きな目標を掲げました。富士山の保全、リニア推進、さらにはオリンピックの招致、それから高速道路の整備。この4つ、どこをとっても全て観光に結びつくということで、ことしは山梨県にとっても観光部にとっても大きな進展のチャンスがあるということで、腹を据えた戦いをしていかなければならないと思います。

そういう意味で、最後に部長の決意を聞いて終わりたいと思います。

堀内観光部長

委員がおっしゃったように知事は4つの項目を掲げたわけですが、いずれも観光部のネタでございます。私は以前から山梨に追い風が吹いているし、今からも吹くんだという話をいろいろな場所でさせていただいております。やまなし観光推進機構だったり市町村だったり観光事業者の皆さんと一緒に、この追い風をしっかりと受けとめるための努力をするというのが、今、私たちに求められていることだろうと認識をしております。ことしは昨年以上に観光で山梨を元気にできればと思っております。

（連続テレビ小説「花子とアン」のロケについて）

皆川委員

1点だけお伺いします。先ほど予算のところでも桜本委員が言っていましたが、連続テレビドラマの「花子とアン」です。今現在、あなた方の答えは何でもNHKのガードが固くて何も教えてくれないということですが、うわさによると、もうセットができていて、知る人は知っている。NHKが教えないから言えないということですが、岩手県の「あまちゃん」のときは、撮影現場へ撮影している段

階から、ある程度、観光客が現場へ行っていたんですよ。そういうことを考えないと、遠慮ばかりしていると、本当にチャンスを逃して大変だと思うよ。だから、どこで何をやっているか言えないのか、それだけちょっと確認したいと思います。

塚原観光企画・ブランド推進課長 先ほど申しましたけれども、NHKで報道解禁をするタイミングからでないとはってはいけないということです。実は、ロケ現場もございませぬが、場所は申し上げられません。今から実際ロケも予定されているみたいですが、その日程もまだ来ていない状況でございまして、報道解禁になりましたら一生懸命情報提供して宣伝させていただきたいと思います。

皆川委員 だけどね、結構知っていますよ、世間は。だってロケをやっているれば、みんなわかるんだから。そっちから漏れて、みんなあそこでやっているって押しかけたら同じことじゃないですか。NHKはちゃんと言えないと思うけれど、ほかのところはうまくやっていたんでしょ。「あまちゃん」のときだって。何でそんなにかたくななのか。

実際問題、セットは東京のセットでやったり、山梨でやったりするらしいけれど、こっちでやる部分っていうのは、もう終わったのですか。それともまだ続けるのですか。

塚原観光企画・ブランド推進課長 最初のほうの子供時代の花子が暮らした実家ということで、昨年11月にロケがございまして、それはもう収録が終わっています。その後、大きくなってからのシーンもちょっと撮影したんですけど、その後のものも近いうちにまたロケがあるんじゃないかとは聞いておりますが、まだ詳細な情報は聞いていません。

皆川委員 そのセットは終わったら壊しちゃうのですか。それともそれを残して、そこを観光の目玉にする気があるのか。

塚原観光企画・ブランド推進課長 セット自体は農地の上に建っていますので、一時転用ということで、いずれは壊さなきゃならないということでございます。

皆川委員 利用する気はあるのですか。

塚原観光企画・ブランド推進課長 利用するかどうかは、今、甲府市と検討をしている最中でございます。

皆川委員 利用しなきゃ意味がないじゃない。「あまちゃん」のときだって、現場にはものすごく人が大勢来ている。そして町にはポスターがあふれ、いろいろなグッズがいっぱいあったのに、何もないじゃない。こんなに出おくれていて、いいチャンスなんて盛んに言っているけれど、本気でやっているんですか。もうちょっと決意を示してください。

堀内観光部長 委員御指摘のように、確かにロケ地を見に行けるかどうかというのは、現地の撮影に支障が出たりするので、それはNHKとしっかり情報共有しなければいけませんけれども、そのほかにも岡島デパートで村岡花子さんの企画展があったり、文学館では村岡花子の生涯の企画展もあります。ロケ地の現場だけじゃない、村岡花子の情報というのは今も一部出ておりますけれども、今からたくさん出ますので、そういったことも含めて朝ドラを利用して山梨の誘客ということに、甲府

市と一緒に頑張っていきたいと考えております。

主な質疑等 農政部関係

第38号 平成26年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第2条債務負担行為中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

（農協指導費及び農協検査費について）

桜本委員 農の3であります。農協指導費並びに農協検査費ということですが、具体的にどんな指導、検査をするのでしょうか。

相原農政総務課長 農業協同組合が11ございます。その中で特には経営の状況、もしくは経営基盤の強化という意味で、もう一つは不正経理等がないということも含めまして、それぞれの書類を見せていただいて、検査しております。11ありますので、半ずつ分けまして、隔年で検査をしているという状況でございます。

桜本委員 昨今、新聞紙上で組合の融資に不正件数が非常に多いと。いわゆる一般的な金融機関と違って、その比率というか、そういったものが非常に多くなっていて、そして情報公開をされないというような報道がございました。山梨県においてはどんなふうに状況を把握していますか。

相原農政総務課長 検査の中で、特に指摘すべき事項につきましては、その都度検査をしているところでございます。それぞれに指摘事項につきましては、農協の理事会等に報告をしていただくべく、私どものほうで理事会で皆さんを集めていただきまして報告をさせていただき、改善を促しているところでございます。

あと、情報公開につきましては、農協のほうで、それぞれ組合員さんがおりますので、そういう皆様方への報告もしくは特にまずいところがあれば農協の判断でそれぞれに対応していただいています。

桜本委員 一般的に金融機関というのは、年に1回、いろいろな総会等、決算報告で不良資産だとか、あるいは破綻融資先というか、いろいろな形でブラック度が決められていて、情報公開をしなければならぬのですが、農協では、一般的な新聞紙上に出るわけでもない。また、組合員といっても、今、専業農家から、兼業農家から、あるいは昔から農業はしていないけれども父親の代からおつき合いがあったということの中で、単に農協系のものとは関係ないけれどもお金は借りているとか、預金をしているというふうに、金融だけおつき合いをしているような組合員もいるわけですが、そういった中で、山梨県として11農協に対しては、金融状況というのは的確に捉えているということではよろしいでしょうか。

相原農政総務課長 金融部分も含めて、いろいろな事業部門がございます。全ての分野にわたって検査をさせていただいております。特に金融の部分については、委員御指摘のように、不正経理ということが過去にも山梨県でもございましたので、そういう点からの指導については十分行っていると考えています。

桜本委員 十分な指導をしているということではあります。一瞬たりとも、そういった監査というか検査や指導を怠ってはなりません。2年に一遍という話が出ましたが、毎年こういった事業費は盛りながら、11の農協で、そんなに数が多いわけではありませぬので、ぜひ毎年調査、指導できるようにしていただければと思います。

（農業共済団体指導費について）

次に、農の4。農業共済団体指導費ということで、組合等指導費が盛られています。最近、農業共済団体の合併ということを言われているのですが、共済団体の状況等について、県はどのように把握をしているのでしょうか。

相原農政総務課長 農業共済組合の組織体制につきましては、一層の経営の効率化を図るという観点から統合に向けて検討しているところでございまして、28年の4月に統合するという事で組織の決定をした上で、今後それに向けて具体的な検討に入っているという状況でございます。

それで、この指導費の関係でございますが、特に農業共済組合の検査費用ということになります。本県には4つございまして、連合会が1つ、トータルで5つございまして、それぞれの経営状況等の把握、もしくは経理上の不備についての指導を行っているところでございます。

桜本委員 それでは、県としては農業共済団体、28年の4月の合併に向けて首尾よくスケジュールに向かって進んでいるという理解でよろしいですね。

相原農政総務課長 そのとおりでございます。

（農地中間管理事業費について）

桜本委員 次に、農の9、マル新、農地中間管理事業費ということで、ここで幾つか補助金という形で出ているのですが、農地の借り受けはどのぐらいの面積を想定しているのでしょうか。

小幡農村振興課長 平成35年度に集積率概ね50%ということで、約1万1,000ヘクタールほど集積をしていくことを想定しております。現在からの伸びといいますと、1年間に約450ヘクタールを集積していくことを想定しています。

桜本委員 1年間で450ヘクタール。そうなってくると、ビジネスモデルとして、1経営体がどのぐらいの耕地面積を理想としているのですか。

小幡農村振興課長 果物と水田等では違うわけですが、大きいところであれば10ヘクタール、果物であれば1.5から2ヘクタールぐらいの規模を想定しています。

桜本委員 県としてもビジネスのモデルとしての一つの形がないと、経営体といっても指導するものが出てくると思うんですね。例えば、果物においては、基本的なものはこういったものでないと収益が上げられませんよ。それに伴って、そこに何人ぐらいがかかわるのが理想ですよというものが、果物にしても稲作でもあるかと思いますが、そういったものはお持ちではないのでしょうか。

小幡農村振興課長 現在、県ではそういう経営類型というものになるんですけども、作物別の経営類型をつくっております。国がここで加速的に担い手に農地を集積して、底力のある農家をつくるということでございまして、その経営類型もこれにあわせて中で検討して、この目標を達成していきたいと思っています。

桜本委員 今、課長から話が出たように、経営類型というものはやっぱりきちんと持っていないと、それは小さ過ぎるよと。それじゃあ採算が合わないでしょうと。やっ

ぱり指導のモデルというものを持っていないと、年間450ヘクタール、35年には1万1,000ヘクタールというのは、なかなか厳しい目標だと思いますので、そういったものをよく加味して指導に当たってもらいたいと思います。

（果樹農家規模拡大支援事業費について）

次に農の12、果樹農家規模拡大支援事業費について、拡大と加速化ということで222万円盛ってありますが、金額が低過ぎるのではないのか。どんな基本的なものを掲げている数字なのでしょう。

小野果樹食品流通課長 まず、拡大支援事業につきましては、平成22年から24年にかけて3年間、年間25戸、約4ヘクタールを借り受けて果樹農家の規模拡大を図るために事業を行ったものでございまして、その24年の事業が3年間、支払いが続くということで、26年度が最終年の事業になっています。これは1年目に伐採をして、新植をして、そして3年間育成をするという格好で、3年目には育成費ということで年間5万円の支払いをするということになっておりまして、この102万2,000円がここに入っております。

それから、拡大加速化事業費ということで、これはことし、農地中間管理機構が設置されるのと関連事業ということで、ここに盛らせていただきましたが、これは果樹経営で規模拡大をするというのは非常に手間がかかる。要するに、規模を拡大するということは非常に人件費等が要ということで、できるだけ経営に負担をかけないような規模拡大を図るという、モデル的な意味を込めまして、この事業をここにつくらせていただきました。1年目に農地中間管理機構を介して借り受け、そのときに既存の果樹が植わっているわけですがけれども、そこに優良品種など、これから経営的にプラスになるような品種を植えていただいて、3年間かけて伐採まで持っていくということで、今までの更新の仕方と少し趣を変えて、できるだけ経営的に困難さが少ないような形で規模拡大を図ろうというのを旨としてやるということで、1年目は苗木代と育成費と合わせて6万円を盛っております。したがって、120万円という少額ですがけれども、これが3年間。3年目に伐採費が出ます。それを3年続けるという格好で、総額だとかなり大きくなります。

（大学校運営費について）

桜本委員

じゃあ、最後に1問お願いします。農の34、大学校運営費について、農業大学校は2学年の果樹、園芸学科ということで長年進めてこられて、内部の改革もあったかと思うのですが、ここに来て6次産業化だとか、あるいは6次産業化に伴って品物も買ったり、売ったり、仕入れたり、そして中によっては人も使わなければならないので、農業大学校の運営というか中身、カリキュラムについてもそろそろ時代に合ったものに変えていくべきだと考えますが、県の御所見をお伺いします。

河野農業技術課長 現在、農業大学校におきましては、カリキュラムの中で6次産業化というのを非常に重視しております。具体的にはアグリビジネスの中で、生産だけでなく生産、流通、販売まで見据えたカリキュラムを一環的な教育の中でやっております。とともに、最近、6次産業化の中で加工という部分も重視されてきております。つきましては、施設は非常に古いわけでございますけれども、カリキュラムの一環としまして農産物加工の講座も設けているところでございます。

いずれにしても、6次産業化など新しい時代の担い手をつくるためには、生産だけでなく流通、販売まで見据えた人材を今後とも引き続き育成できる

よう、一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

（果樹施設化支援事業費補助金について）

鈴木委員

農の11ページ、果樹施設化支援事業費補助金についてです。簡易の雨よけの設備ですけれども、最近、農家の皆さんも意欲的で手を挙げる方が結構いると思うんですけれども、2,400万円、26年度の積算はどんな考え方で組んであるんですか。

小野果樹食品流通課長 この事業は昨年、平成25年からということで2年目になりますが、昨年の状況は一応、10ヘクタールの目標面積に対しまして、10ヘクタールを超えるということになりました。一部、資材だけを購入して自力で施工するというところで経費が下がっている部分がありますので、10ヘクタール以上の面積がこなせることになりました。

ことしにつきましては、2,408万7,000円の予算でございますが、去年と同じ同額で10アール当たり48万1,700円ということで、補助金額としては24万円余ということになります。

鈴木委員

これはなかなかすばらしい事業ですけれども、今後も多分、要請が非常に多くなるんじゃないでしょうかと思います。考え方として、これは臨時で設けていますけれども、まだまだ続けていく考え方はお持ちになっていますか。

小野果樹食品流通課長 まだそこまで申し上げられる段階ではございませんけれども、ことしの希望を聞いておりますと、かなり既にもう手が挙がっている状況でございますので、ことしの事業を着実にこなしていきたいと思っております。

（単独試験費について）

鈴木委員

もう1点、農の36ページの、単独試験費の中で、環境に変動ということの中で着色向上技術の開発と、もう一つ、スモモの結実の安定技術確立、それともう一つ、ブドウのオリジナル品種の栽培技術の確立ということで、おのおの予算が載っているんですけれども、ことしはこの予算を活用してどういう方向性の中で開発をしていくのか、それと確立していくのか、その辺をお聞かせください。

河野農業技術課長 まず、今年度の取り組みにつきましては、先ほども御説明申し上げましたように、特に重点化する事業を、3,400万円余の中という重点化枠という中で集中的にやってまいりたいと考えているところでございます。そういう中で、環境変動に対応したブドウの技術開発につきましては、狙いとして、近年、温暖化等によりまして着色不良が散発しておりますので、それにあわせて中で着色向上の技術を開発するとともに、生産技術がどういうふうに影響するかというものを3年間で研究していきたいと考えております。特にその中でも、着色しにくいブドウの品種につきましては、その着色の向上をどういうふうにするかという技術も開発してまいりたいと考えているところでございます。

また、スモモの結実の安定技術の確立につきましては、やはりスモモにつきましては年によりまして非常に着果の差が大きいわけでございます。つきましては、それを安定的に生産するために花粉の受粉向上に向けました要因を一から研究しようということで取り組んでいくとともに、雨よけ施設がどういうふうに着果に影響するかというものにつきましても、フィールドを設ける中で検討していきたいと考え、3年間活動をしていくものでございます。

また、オリジナル品種等につきましては、引き続き山梨ブランドの素地になる

ようなオリジナル品種の研究開発を進めてまいりたいと考えております。

鈴木委員 ブドウの着色向上技術については、前にも質問しましたが、基本的には着色系のいろいろな方法があると思うけれど、薬剤を使う方法と、それから着色系品種の芽継ぎという方向がありますが、その辺は何かもう検討はされているんですか。

河野農業技術課長 一つの方向は、今、遺伝子を利用する中で、早期に確実に着色する品種を開発しようということで取り組んでおります。従前は、ある程度、育種した段階で実がなくなるとは、これが着色良好かどうかわからなかったのですが、遺伝子の解析によりまして、実がなる前にそういうことができますので、品種改良、選抜のスピードが加速度的に進んでいますので、そういうものを利用する中で幅広く強資材をセレクトする中で、その中からいい品種を早急に育種する中でそれを普及していきたいと考えています。

（農地・水・農村環境保全向上活動支援事業について）

久保田副委員長 農の8。農の7も関連するんですけども、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業が、今度は、農地維持・資源向上活動支援事業になると。これは全く事業の内容は同じですか。

小幡農村振興課長 国の対策で、この農地維持・資源向上活動支援事業というのは、日本型直払いという形で衣がえをいたしました。しかしながら、例えば地域活動とか水路の泥あげ等につきましては、基本的には大筋で変更がございません。従来どおりの取り組みを今後とも市町村でやっていただきたいと思います。

久保田副委員長 じゃあ、従来と同じと。水路清掃とか水門清掃とか。我々、補助金をいただいているんですけど、全く変わらないということですね。はい、わかりました。

（県産果実海外販路拡大支援事業について）

次に、農の16、県産果実海外販路拡大支援事業についてです。知事初めトップの皆さんが活躍し、成果が出ていると思いますけれども、ここに、タイでのトップセールスや、台湾、香港等とありますが、「等」はどこですか。

丹澤農産物販売戦略室長 こちらについては、シンガポール、それからトップセールスにまいりますタイの2カ国を予定しております。

久保田副委員長 わかりました。それで、この生果ということですが、一宮のものだと思いますが、何トンぐらい送っているんですか。

丹澤農産物販売戦略室長 県のほうで輸出額を調査しておりまして、昨年度の実績が2億3,700万円ほどでございます。本年度につきましては現在、集計中でございますが、3億5,000万円程度になる見通しでございます。

久保田副委員長 引き続き、一宮だけでなく、南アルプスもありますので、幅広く扱っていただければと思います。

（山梨県馬術競技場管理費について）

次に、農の22、山梨県馬術競技場管理費について、今までここで開催していたジュニア障害大会がよその会場へ行ったということで、経営が苦しいとお聞

きしていますけれども、どうでしょうか。

桜井畜産課長 当該事業は県の馬術競技場の運営費補助ということで、山梨の国体以降支援をしているところでございます。委員おっしゃるとおり、この競技場は馬術の振興ということで、県内はもとより全国規模の大会を誘致しながら競技を進めてまいりました。そんな中で、施設等もちょっと古いということもあって、全国的な大会は来年度違うところに行くというふうなこともあって、経営面では収入が下がるということで、非常に厳しい状態は間違いございません。

しかし、これから2020年のオリンピックの誘致合戦ということで、今、検討に入っているところでございますけれども、そういった将来を見据えて馬術場のあり方というものも検討しながら、さらにまたそういった大会が呼び込めるような、あるいはそういった大会なり練習施設として海外からも使ってもらえるような、そういった中身にできるように、検討しているところでございます。

いずれにしても、これにつきましては、わずかではございますけれども、そんな形で、これ以外に県教育委員会で県の馬をここに預けておりまして、そういった委託費も別でここに入っています。

久保田副委員長 いずれにしても全国大会が御殿場に行くということは、何かやり方が間違っているのかとも思いますけれども、今後そういう大会を誘致しながら経営に頑張っていたきたいなと思います。

（クニマス展示施設整備事業費について）

渡辺委員 農の25。クニマス展示施設整備事業費、250万円についてです。いよいよ基本設計にかかるということですが、基本設計の意図するところ、今わかっている範囲内で教えてもらいたいと思います。

田中花き農水産課長 クニマス展示施設の基本設計ですが、基本設計の中で、展示の仕方、また展示方法、展示する面積、必要性、そういったものを検討して、基本的な展示施設としてのあり方、内容、そういったものを基本設計の中で固めていく。今年度、それをもとに実施設計に入っていきたいと考えています。

渡辺委員 わかりました。そうすると、まだ具体的には大きさとか全て決まっていないということですか。

田中花き農水産課長 基本的にはコウモリ穴の管理棟の改修ということで、管理棟の面積が500平米ほどあります。原則とすればそれを改築ということですが、地元からレクチャースペースが必要だということを受けていますので、必要であれば増築する場所もあるし、中に機能的におさまるのであれば中におさめるということを含めて、骨子は出てくるのですが、それをどういうふうに配置するか、どういうふうにするかというのを検討することにしています。

渡辺委員 実際には大変なこれから作業になると思うんですね。クニマス物語ということで非常に全国的に関心の高まっている施設ですので、その辺、ぜひ勘案しながら、基本的なものに取り組んでもらいたいなと思いますし、本会議で出ましたけれども、白壁議員の質問の中で、周遊型観光に結びつくんじゃないかという期待もあるわけですが、その辺も視野に入れているということでもいいですか。

田中花き農水産課長 委員おっしゃるとおり、地域の既存の観光施設と連携しながら、ここも通

年、観光客が訪れる形で整備していきたいと思います。

（やまなしの花総合振興対策費について）

渡辺委員

農の26ページです。やまなしの花産地活性化振興事業費、花の産地育成ということで、花きの販路拡大を図るためということが載っておりますけれども、この間の雪の災害というようなときに、いろいろなところを見て回った中に、自力でやっている業者もいるじゃないですか。県の全く援助を受けないで、業者の名前は言わないけれども、雇用も15人が20人している幾つかのところがありましたけれども、150種類とかやっている業者もありましたよね、1業者で。そこははるかに、県が支援しているところよりも、別のサイドで先を行っているなという思いもありました。販路拡大等については、そういう人たちは自分でノウハウを持っているからできるんですけども、一般の農家では自分で販路の拡大がなかなかできない人が実際には多い。そこへ県がいろいろと指導して、販路拡大のお手伝いをしてくれたりとか、アドバイスもしてくれるということで、そういう方々は県を頼りに実際は農業している。

そういう人たちの販路拡大について、この業者に話を聞きながら、販路拡大ということに対しての取り組みのあり方をもう少し全国ネットで展開してもいいんじゃないかなという思いがしてきているわけです。そうしたもののへの取り組みについての考え方はどうですか。

田中花き農水産課長 花き農家の販路拡大につきましては、委員おっしゃるとおり、農家の規模によって大分違うと。なかなか自力で取り組めない農家もありますので、来年度につきましては、先ほど説明したとおりの取り組みですけれども、今までの取り組みとして、幕張メッセで開催されている日本最大の花き商談会に過去2年間出品、出展しました。それは県の経費でブースを設けて、そこに農家に出ただくという形で全国への発信をしてきたということをして、ある程度成果が上がってきたと。それを受けて昨年度から、山梨の花を扱った業者、消費者を山梨に呼んで、山梨で商談会を開くというので、かなり新たな販路が確保できたというような実績が上がっております。

さらに、花の市場において、県のブースを設けて情報発信するという形で全国に向けて販路開拓に取り組んでおります。

渡辺委員

例えば、大きな商社でじかに話をさせてもらって、その会社でいろいろなものを入れていただくということにでも大量の販路の拡大につながったケースがあります。展示会も非常に大事ですけれども、市場開拓ということから見れば、今までの概念にとらわれないで、もう少し拡大のあり方というところを、先端のそういう農家にも伺いながら取り組んでいく必要があるかなと思うんですが、どうでしょうか。

田中花き農水産課長 現地商談会への招待に関してですけれども、委員言われたような大きな商社も含めて、市場を通じてですけれども、そうした関係者に広く声をかけて、山梨に来ていただくような取り組みをしています。

渡辺委員

非常に今まで県で前線ではいろいろな取り組みをして、いろいろな花の開拓というか、育成をしてきて、いろいろな商品が出ていますよね。もう少し、商品の拡大というか、今までのやつはもうかなり知れ渡っているものが多いので、新しい生産品の育成を少し海外とかいろいろなところに目を向けながら、ぜひ取り組んでもらいたいと思いますけれども、そうした取り組みについての考え方はどう

ですか。

田中花き農水産課長 農の27ページに花き振興促進事業費の中で、新商品の展示、それからオリジナル花きの生産者への優良種苗の提供というような形で産地づくりをしまして、その産地で生産できた花については、先ほど申した販路開拓につなげていくという取り組み、生産から販売までという一体的な取り組みを進めてまいります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

第43号 平成26年度山梨県農業改良資金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

第97号 平成26年度山梨県一般会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

第17号 山梨県農村住宅資金助成条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第32号 山梨県家畜保健衛生所手数料条例等中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第55号 6次産業化農業団地整備モデル事業施行に伴う市町村負担の件

質疑

桜本委員 55号議案の概要ということで、内容、事業名、関係する市町村、事業費、負担の割合ということが出ていますが、審議をするに当たってはやはりおおよそこの北杜市のこのエリアにありますとか、こういう企業ですよというようなものが何もなくて、ここで審議をするといった内容のものでしょうか。

小幡農村振興課長 資料は用意してございません。口頭で御説明申し上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

桜本委員 既に関係市町村から意見聴取を終え、とあります。準備不足じゃありませんか。一般的にこれからの審議をするというのは、北杜市のどこのエリアですかという地図を示して、そして、こういう企業が想定されていますというものがあって初めて議会で審議をお願いしますというものじゃありませんか。口頭で、どこの位置だか、そういったものを示せるんですか。

小幡農村振興課長 早速に資料、位置図等を用意いたして提示させていただきたいと思います。

（ 休 憩 ）

石井委員長 資料を作成してただちに事務局へ届けていただければと思います。桜本委員、それでよろしいですか。

桜本委員 結構です。

小幡農村振興課長 審議に当たりまして、図面等、非常にわかりやすい資料を早速用意しまして説明を申し上げたいと思います。

桜本委員 不備ということではなくて、こういった審議を受けるときには、どこの誰で、住所がどこでということは当たり前のことじゃないですか。そういった不備があるということですよ。

審議がここまで進んでいるもので、意見聴取が終わっているものだけでも、我々が審議をするというような場合は、どこの地域ですよと、どういう会社ですよと、何平米くらいですよというものはちゃんと添えるべきだということを言っているんです。

山里農政部長 ただいまの御指摘を踏まえまして、確かに今回御審議いただきます市町村負担の件につきましては、御審議いただく上で必要な書類、資料を出しまして、場所ですとか、関係している企業とか、そういったものをしっかりお示した上で御審議していただくのが重要と考えておりますので、また事務局と御相談しながら、そういった資料を準備するように今後も注意してまいりたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第56号 県営土地改良事業施行に伴う市町村負担の件

質疑

桜本委員 この56号議案も、平成26年度ということですが、前年度というか、前の期はどういった地元負担率だったんでしょうか。全くの同じ負担率なのか、これは下がったとか上がったとかいうものは何かありますか。

渡邊耕地課長 事業名が変わったものはございませんが、事業の内容において、昨年までは一括交付金というものがございましたが、それがなくなりまして、農山漁村地域整備交付金というものに一括して変わったことによりまして、鳥獣害防止事業の地元負担率の変更がございます。

石井委員長 ただいまの答弁ですが、どのように変わったかということを具体的に説明してください。

渡邊耕地課長 具体的に説明いたしますと、平成25年度のものには中山間地域総合整備事業という事業の項目の中に鳥獣害防止施設というものがございました。本年26年の中には、中山間地域総合整備事業の中には、鳥獣害防止施設というものがなくなっております。そういったところが3カ所ございます。

石井委員長 7に中山間地域総合整備事業とありますけれども、変わったところをもう一度お願いします。

渡邊耕地課長 中山間地域総合整備事業というものが、今まで中山間地域総合整備事業という項目のものと、もう一つ、中山間地域総合整備事業（鳥獣害防止施設）というものが平成25年度の調書には記入がされておりました。国の要綱等の改正により、鳥獣害防止事業を特に分けて表示する必要がなく、同じ中山間地域総合整備事業の同じ負担率の割合で事業が実施できることになりました。したがって、ほかの農道とか水路とかをつくる総合整備事業と、同じ負担率で実施することができることになり、今回は、平成25年度載っていた中山間地域総合整備事業（鳥獣害防止施設）が消えております。

桜本委員 そういうふうに詳しい内容があれば、市町村にそういった話をして、意見聴取をしてきて、我々には本当に大ざっぱな1枚きりの資料で同意しろなんて、議会を軽視しているんじゃないですか。どう思っているんですか。

渡邊耕地課長 軽視するつもりはございませんでした、説明不足であったことは認めます。非常に申しわけありませんでした。これからこのようなことがございましたら、25年度に対して26年度はどのように変わったのか、正確に説明するように努めます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第23-6号 「TPP（環太平洋連携協定）交渉」への参加に反対する意見書採択を
求めることについて

意見 （「継続審査」と呼ぶ者あり）
討論 なし
採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

（雪害対策について）

皆川委員 雪害によりますハウスの再建資金について、国の支援が3割から5割になると、これは県議会初め県選出国議員の御努力、皆さんの御努力の結果じゃないかと思えますけれども、そこで、県の場合、知事は日頃から繰り返し、農家の負担の軽減を図りたいと言っているわけですが、他県では国のほかに、県が2、市が2、農家は1だという事例があるかどうかわかりませんが、他県の状況を教えてください。

河野農業技術課長 この対策につきましては、3月3日の午後に発出されまして、先ほど委員がおっしゃられましたように、国は今般の雪害に関してだけ5割にするという方向を出したところでございます。その中で、私どもとすれば、先ほど委員がおっしゃいましたように、知事が農家負担の軽減ということを目指しておりますし、この委員会におきましても2月26日に国の対策を待つことなく、県独自の対策を出させていただきました。御了解していただく中で、今はそういうものをもとにする中で極力、国、県、そして市が連携する中で農家負担の軽減を目指す取り組みを検討してまいりたいと考えております。

他県の関係につきましては、今、長野県が昨日、出したところでございますけれども、国は、先ほど申しましたベーシックな5です。そして特に復旧の関係につきましては、県が2割、そして市も市町村も2割というような方向を出していると承知しております。

皆川委員 ということは、長野県がそういう例を出したんですけれども、山梨県の場合、当然、これよりも劣るわけにいかないと思うんですね。知事は日ごろから言っているわけですから。繰り返し、農家負担の軽減を図りたいと。やっぱり県も2、市も2、農家のほうは1というふうに努力していただけないと困るなと思います。これについてはこれからどうやっていくつもりですか。

河野農業技術課長 先ほども申しましたように、既に2月の補正で県の方向につきましては出させていただきましたので、それで3日に出ました国の対策を踏まえて、先ほど申しましたように、国、県、市と連携した施策に進んでまいりたい。特に念頭におきますのは、先ほど申しました農家負担の軽減というものを目指す中で、検討等を進めてまいりたいと考えております。

皆川委員 とにかくできるだけ農家負担がないように努力していただきたいと思います。

そして次に、撤去費について、新聞等を見ますと10割、全額何とか農家に負担をかけないで、国とか市とか県が出すという感じになっています。もう一つ、環境省でまとめて廃棄物の撤去については全額負担をしてくれるとか、9割負担というような話があるんですけども、この辺の調整はどうなるんですか。

小野果樹食品流通課長 環境省の事業につきましては、5割の補助金に4割、その残りに8割の交付税特交措置ということで、合計9割まで見てくれるということですが、これは市町村事業ということになっております。

農水省につきましては、農水省の経営体育成事業での撤去費の支援は、今、発表されている中では上限額という考え方で支援が表明されております。

環境省の事業と農水省の事業の役割分担につきましては、環境省事業でできないところ、農家がすぐにやりたい、それから環境省事業は市町村事業でございませうから、市町村が計画できないところがあるとすれば、農水省事業でやるという格好で、特に、すぐに撤去しなければいけないといった部分について農水省事業でやるという役割分担になっています。

皆川委員 じゃあ、農水省と環境省がお互い連絡し合っているわけですか。その辺のコントロールはどこがやっているのですか。

小野果樹食品流通課長 コントロールと申しますか、考え方が示されたということではございまして、今、ここで誰がコントロールしているかということではありませんで、事業の仕分けの考え方ということでそういったことになっています。既に現場には、事前着工をしてもいいということで連絡はしてありますし、その場合の証拠書類、例えば被災したハウスの写真を撮るとか、それから、人を使った場合の人を明らかにしておくとか、それから委託をした場合には委託業者の見積りや納品書を保存しておくとか、そういったことをお願いしておりますので、すぐに取りかかりたいという方につきましては、そのような措置をした上で農水省事業を使っていたきたい。

それから、これから市町村が計画をして、そして地域として農業ハウスを含めた瓦れきの処理ということにつきましては、市町村事業が環境省事業で行うということになりますので、そういった事業の仕分けでやっていきたいと考えております。

皆川委員 大体わかりました。

もう一つ、問題は後継者がいないという問題で、この際やめちゃうという人が非常に多い。何割ぐらいか、その辺の調査はまだしていないですか。この際、こういったハウスなんてやめてしまえみたいな話はどこかで聞きましたけれども、その辺の調査はまだしていないですか。

小野果樹食品流通課長 各農協、JAがその辺の調査をしていただいております。一部お聞きしましたところによりますと、2割程度はもうやめたいという意見があるということでございます。それ以外は、すぐにやりたいという方が半分、迷っているという方々も半分ということで、こういった事業が行われることによって、8割ぐらいの方はやっただけだろうと。ただ、そのやめたいという2割の方は、こういった手厚い支援をしていくことで、再度営農をしていただけるというふうにご考えております。

土橋委員 私たちがこの課別説明書をもらったのはまだ雪の降る前で、それから大きな雪

が二度も降って、今の皆川委員の話が全てだと思いますが、こんな状態の中で、全く、前の何もなかったときの課別説明書をもった中で、例えば知事が桃を持って外国へ売りに行くという予算も無事通ったわけですけど、その桃がちゃんと取れるかどうかのほうが、今、問題じゃないかと思います。しかも、果樹農家拡大支援事業補助金だとか、こういう予算がいっぱい出ているんだけど、まず拡大より何よりも、やめないでくれよっていうこと。ここで債務負担行為が出てきて、幾ら貸しますよ、何%で貸しますよ、金利は取らなくて直してやるよ、いろいろなものが出ていますが、その前に、70歳だから今さら金利はつかなくても、それだけの借金をして、経営までいくのはもう無理だからやめたいという人がかなり。中には、3,500万円もかけてハウスをつくったけど、雪でやられちゃって、これじゃあどうしようもないって考えている人たちがいっぱいいる。その中で、ワイン産地確立推進事業といっても、ブドウも80%だめかもしれない。この間、菱山へ行ったときは、つくったばかりのハウスがぐしゃぐしゃになっている姿を見せられて、一宮に行ったら、桃の花が咲いているんだけど、枝が落ちて2つに分かれてしまって地面から咲いているんです。何年もの桃畑なのかという話をしたら、20年ぐらいと言っていました。それで、ひよろひよろとした木は7年だと聞きましたが、そういうところがみんなやられている姿を見ると、この予算は、本当に使えるのかなという思いがまず最初にきます。

もちろん、大雪の前に考えたことだから、大雪が降ってこんな状態になったのと同時に、収穫量だって何だって全く減っちゃったはずですよ。例えば、ことし、外国まで売りに行くだけの桃が本当にとれているのかなということまでを計算して、いろいろなことを決めていかなきゃならないと思いますが、どうでしょうか。

山里農政部長

ただいまの御指摘につきましては、今回、ハウスが大変被害を受けていますが、一方で、路地の畑については被害が幸いにもほとんど出ていないという報告を受けているところでございます。そういう意味では、路地の果物についてはしっかり、今、御指摘があったような海外への販売戦略を打っていくと。さらには、果樹経営を拡大していく。これは農政にとって非常に重要な課題でございますので、今回、御審議していただいた予算をしっかりと有効に活用していきたいと考えているところでございます。

また、ハウスの農家につきましても、こういった施策をしっかりと打つことによって、早期の復旧ができるものと我々は信じていますので、先日成立していただきました補正予算とあわせて、一体となって、農家の復旧及び振興部分もあわせて実施することによって、山梨県農業をしっかりと復旧及び振興に努めてまいりたいと考えています。

土橋委員

山梨は果樹王国ですから、守っていかなければならないのは最大限守っていかなければならないのですが、ニュースで見たのは、ハウス以外でも枝が折れている。たまたま剪定が早く済んだブドウは助かったけれど、枝が折れているというニュースはいっぱい流れています。だから、実際に、ことし1年はどうなのかなと。やる気があって、お金をかけて、一生懸命でハウスをつくっている人たちの落胆。お金は金利なしで貸してくれるかもしれないけど、今後やっていこうかっていうところになってくると、今まで日本一だって言っていた収穫量も危うくなってくる。ましてや、今は桃とかそういうのだけ言いましたけど、山梨の場合は、私、この間、代表質問でもやらせてもらいましたけど、例えばスイートコーン。一番早く出てきて、味がいいということでのスイートコーンだとか、今回ハウスが被害にあったイチゴだとか、まだまだスモモだとか、いろいろなところもある

わけです。それを守っていかなければ果樹王国じゃなくなってしまうから、もっともって頑張らなきゃいけないのを、雪害対策が計算に入っていない予算書でやっているから、フルに活用しながら見守っていかなくちゃいけないなと思います。

この辺のところをしっかりと農政、頑張っていただきたいなということで、私たちもできることは一生懸命チェックしながら協力していきますから、よろしくお願いします。

山里農政部長 ただいまの御指摘を重々踏まえまして、この委員会の先生方の御指導の中、まずは復旧をしっかりとやりたい。それが我々のまずは重要な仕事だと思います。あと、それと引き続き、山梨県が中長期的に見て、今後も引き続き果樹王国として我が国に誇る産地として維持発展するためにも、今回御審議していただいた予算を有効にしっかりと活用しながら、復旧と振興をしっかりと対応してまいりたいと思います。

鈴木委員 今、雪害対策、ハウスの関係等ありますけれども、現状、先ほど20%と言いましたけれども、私の調べた中で甲州市にすると86%の被害の中で、おおむね、先ほど言ったように45%ぐらいがどうしようかと。10%ぐらいが再建をする。あと31%はわからないという状況の中で、とりあえず棚の再建をという方が45%のうちにあるわけございまして、まず、課長に聞きたいんですけど、国の融資策は別にしまして、5割の補助と、それから棚の再建で同じ倒壊したハウスの方々が、棚の再建をする場合は融資で行くのかな。その辺はどうですか。

小野果樹食品流通課長 棚の再建につきましては融資かということですが、棚の再建については二通り方法がございます。一つは果樹経営支援対策事業という国の補助事業がございまして、改植をして棚をつくるという場合には、棚をつくる費用の2分の1が補助されます。もう一つは、経営体育成支援事業、先ほど5割補助という話がございましたが、その事業で営農を継続するということを条件に、棚の設置が認められます。したがって、今後、国の5割補助は確実ですけれども、それに県と市町村でどうするかというのはこれからの話ですが、そういったことを踏まえると、かなりの支援が得られるのではないかと思います。ですから、棚の再建には二通りあるということで御承知おきいただきたいと思います。

鈴木委員 私も農協からその話は聞きましてね、はっきり出ているのは、要は5割補助と比べてどっちが先かすると、棚の再建のほうが先なんです。これが大体、先ほど言った中の20%ぐらいは、全然やらないという方もいるかもしれませんが、もうやっていきたいということの中で、5割補助というものの位置づけがはっきり生産者のほうに出してもらって、ハウス再建がやはり5年ぐらいかかってしまう場合がある。すぐできるわけでないですから。基本的には棚をつくってからハウスに変える場合も出てくるでしょう。一遍にハウスにする場合もあるでしょうね。だけど、今の段階とすると、これだけ被害をこうむっていると、棚をつくってから考えるということで、とりあえず当面、露地栽培を主力にしていくということなんだけど、これはもう少し県の中で考えていただいて、雪害に対する対策からすると、ハウス、ハウスと言っているけれども、これはその辺の考え方を変えていただきたいなと思います。

それと、農政部長に聞きたいんですけども、先ほど、皆川委員のほうからお話ございました。農家からすると、5割補助で満足しているわけじゃないんですよ。ただ、中小企業の皆さんからすると、何で農家ばかりそんなに手厚く補助をするかという考え方もありますけれども、ただ、たまたま5割補助が農水省

の関係でなったことだけであって、県と市町村は何もしないじゃないかと言われることも事実なんですよね。少なくとも2割を補填しろとは言いませんけれども、県と市町村でやはり1割以上ぐらい補填していても、長野県等々のことを考えるといいのかなと思うんですけど、これも早く打ち出さなければ効果はないということで、その辺は農政部長、どのように考えますか。

山里農政部長　ハウスの再建につきましては、国の経営体育成支援事業で5割補助ということが今回打ち出されましたので、また他県の動向も見ながら、県も市町村ともちゃんと協議しながら、市町村と協調の中でどのようなさらなる措置が可能かということをしっかり検討してまいりたいと思っております。

渡辺委員　北麓のほうでは報告をした経緯がありますけれども、牛舎が5棟つぶれて鶏舎も2棟つぶれて、1つの鶏舎では7,500羽被害があったということですね。この防疫処理だとかも含めながら適正な処理をしなければならぬと思うんですが、その辺についてはどういうふう to 今後していくのでしょうか。

桜井畜産課長　今の畜産関係の施設でございますけれども、果樹に比べれば比較的畜産のほうはそんなに被害はなかったわけですが、ただ、やはり、牛舎でありますとか、今おっしゃられたような、鶏舎がつぶれてしまって、鶏も家畜も下敷きになったということは承知しております。これにつきましては、撤去につきましても、国のほうの被害農業者向けの経済支援事業がございまして、この中で支援ができます。今、さしあたって国のほうでは、ハウスの単価で出ていますけれども、これについては今、財務省との協議の中で、畜産の施設もどのぐらいの価格がかかるのかというようなことで、今、関係の調査をしまして、そういったものを積み上げる中で支援をしていくと。これについてもやはり市町村事業でありますので、当然、市町村の取り組み、それから県の支援、それから国の支援というような格好で、撤去につきましても通常のハウスと同じように支援ができるのかなと。あとは、修繕とか改築等につきましても、当然やれるというふう to 考えています。

あと、家畜については、特に牛等は家畜共済に入っておりますので、これは家畜共済のほうから支援が出る。それから、牛乳については確かに全県的に牛乳が集乳できなくて廃棄されているということも承知をしております、これについてはなかなか補填ができないのですけれども、ただ、牛乳を統括して売っております関東乳販連という組織、牛乳の農協がありますけれども、そこと県の酪農協が一体的に仲間うちでも補償をするという話も出てまいりましたので、いずれにしても総合的に支援をしながら、あるいはそういった制度を活用しながら、農家に立ち直っていただきたいと考えております。

渡辺委員　聞いたことと答えが違うんだけど、最初、私が聞いたのは、そうやって生き物が亡くなっているんだから、それをちゃんと衛生的にどう処理しているのか、そこをまず聞きたいんですけど。

桜井畜産課長　これにつきましては、既に農家のほうでも間に合わなくて、産廃業者に全部委託をして、処理をしております。今、やはりそういった伝染病のことも心配でありますので、消毒等につきましても指導はしているところでございますけれども、鳥のほうは早急に、生きていますものは使えますので、大丈夫な鶏舎に移動して、それからもう亡くなった鳥についてはそういった格好で産廃業者に処理をしていただいているのが現状です。

渡辺委員 その次に聞きたいことは答えてくれたので、それはまさしくハウスとか、全然ちょっと事業が違うような制度ですので、指導徹底をよろしくお願いします。農家に対して。

桜本委員 ハウスのほうはある程度補助策も聞いたところですが、部長が今、お話の中で、露地ものの樹体調査を、報告がないということをおっしゃったんですが、私に入ってくるものは、やっと畑に雪が解けて入っていったら、非常に樹体に被害が出ているということです。露地ものの樹体被害調査というものをしなくてもよろしいんですか。

河野農業技術課長 今回の雪害の関係につきましては、総額で171億円という損害額になっております。そのうち樹体被害につきましては6億3,000万円という大きな数字になっております。これにつきましては、今、農業技術センターのほうで対応しておりまして、例えば割れたところにつきましては、その修復する中で薬をやるか、今後の生産活動に影響が出ないようにその辺の技術の指導をしているところでございます。

桜本委員 露地ものは調査しないということですか。

河野農業技術課長 先ほど申しました6億3,000万円につきましては、現在把握している部分でございますけれども、今後、日にちがたってきますと、今まで見えなかったところ等もございまして、引き続き調査を進める中で正確な数字の把握と正確な対処につきまして、検討を進めてまいりたいと考えております。

桜本委員 今まで見えなかった、見えにくかったものが、葉が出て、芽が出てというようなことで、結実というような段階を迎えて、最終的な前年度比どのぐらいの割合で落ちているのかということによっても、また何かしら大きい前年度と差が収穫量に対して落ちた場合は、何か手当というようなものもあるんでしょうか。

小野果樹食品流通課長 果樹の関係につきましては、果樹経営支援対策事業というのが国の制度でございます。それで今回の雪害につきましては、例えば木が折損して植えかえをしなきゃいけないといったときには苗代の2分の1が補助されるとか、あるいはそれに付随して肥料とか、それから土づくりとか、そういったものの経費も2分の1補助がされる。さらに、その植えかえた部分について、収益がなくなるわけですから、無収について年間5万円、4年間20万円、10アール当たりの金額ですけれども、そういう支援があるということになります。

桜本委員 そういった路地ものの被害というものもだんだん明らかになっていく中で、畑に入ってびっくりすると。そして、これから春、そして夏、収穫というような段階で、やはり収穫高が非常に落ちたというようなことがこれから出てくるかと思えますので、ぜひその辺の注意喚起を促しながら、関心を持ってやっていくということをぜひ忘れていただきたくない、そんなふうに思っていますが。

山里農政部長 今回の雪害の被害につきましては、現時点では農業ハウスの被害ということがいろいろ数字も出てきておりますが、今、御指摘がございましたように、路地ものにつきましても今後、新しい被害が出てくる可能性があると考えていますので、そういった被害の状況も踏まえながら、また何か必要な施策について検討してま

いりたいと思います。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員長報告書の作成並びに委員長報告については、委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。

以上

農政産業観光委員長 石井 脩徳